

資料集

■健康都市連合憲章 (Charter of the Alliance for Healthy Cities)

(2003年10月17日 マニラ/2004年10月13日 クチン/2008年10月26日 市川)

前文

私たち健康都市連合のメンバーは;

市民の生活の質 (Quality of life) を向上させ、不平等を是正することを決意する。

健康とは、単に疾病や障害がないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態であること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識する。また、互いの組織が協力しあい、できるだけ高いレベルの健康を達成するために多部門による行動が必要であることを確認する。

都市化 (Urbanization) は全世界的な現象であり、都市住民の生活の質と健康の向上のためには、組織横断的な行動が必要であると認識する。

都市がかかげている社会的、政治的、経済的、環境、そして健康についての目標を達成するために、地方政府は急速に拡大する都市域を適切に経営し、説明責任、透明性、予見性をそなえ、そして法令に従って運営しなければならないことを認識する。

ヘルシーシティーアプローチ (Healthy Cities approach) を通して、個人やグループが自身の生活の質を向上できるようにすることを決意する。

都市間でヘルシーシティーのアプローチとその考え方について情報や経験を積極的に共有する。健康を重視する都市政策 (Healthy public policy) を立案し、健康を支える環境を整え、コミュニティの活動を強化し、個人の能力開発を促し、より高い健康水準を達成するための新たな方向性を開拓することに責任をもって取り組む。

私たちはここに健康都市連合ビジョン (the vision of the Alliance for Healthy Cities) を宣言する。

すべての市民が協調して平和に暮らす都市・コミュニティの構築を目指す。

持続可能な成長と多様性の尊重を実現し、できるだけ高い生活の質と健康を人々が平等に達成できるよう、市民生活のあらゆる場面において健康を増進し保護することに責任をもって取り組んでいく。

ここに私たちの連合の理念と行動を具体化し活動の指針となるべきものとして、健康都市連合憲章を公布する。

第1条 一般条項 (General Provisions)

第1.1項 連合に係る組織名を「健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities)」とする。(以下「連合 (Alliance)」という。)

第1.2項 連合はその理念、目標および目的を共有する都市から構成され、その運営がおこなわれる国においては非政府・非営利団体として登録される。

第1.3項 本憲章は、以下の条項で定義される全ての正会員および準会員に適用される。

第1.4項 本憲章の条項は、会員及び準会員が所在する国が設置・締結する法・国際条約にかわるものではない。

第2条 用語の定義

第2.1項 健康都市 (Healthy Cities)

健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である。

第2.2項 健康促進 (Health Promotion)

健康促進とは人々が自身の健康をコントロールし、自ら健康な状態を達成できるよう促すことである。

第2.3項 ヘルシーセッティング (Healthy Settings)

ヘルシーセッティングとは、社会生活の中で人がまどまって活動する空間が、総体として健康促進を支える物的・社会的環境条件を備えていることを指す。

第 2.4 項 生活の質 (Quality of life)s

生活の質とは、各々の文化的背景・価値観の中における自己の境遇についての理解と定義され、個々人の目標・期待・判断基準・関心事に深く関係するものである。

生活の質は、個々人の肉体的な健康、精神的状態、自立の程度、社会的な関係、個人の信念、環境の特色との関係など、広い諸概念を含んだものである。

第 2.5 項 都市 (City)

都市とは、都市政府 (city governments)、都市連合政府 (governing units of cities)、地方自治体 (municipalities) 及びそれと同等の組織 (equivalent organizations) を指す。

第 3 条 連合の目標と目的

第 3.1 項 目標 (Goal)

健康都市の目標は、ヘルシーシティアプローチを通じ、持続的な方法により都市居住者の健康を守り促進し、生活の質を向上させることである。

第 3.2 項 目的 (Objectives)

第 3.2.A 項 健康都市の取り組みを強化し、生活の質を向上させるための斬新なプランとプログラムの開発を促し、特定の環境下での健康に関する課題に取り組んでいく。

第 3.2.B 項 メンバー間で生活の質の向上や健康に関する共通した問題に関する知識や経験を共有する。

第 3.2.C 項 先進的で特徴ある健康都市の取り組みを表彰する。

第 3.2.D 項 西太平洋地域とその他の地域にある都市・組織間の連携を図り、健康都市の取り組みが行われるよう、利用可能なすべての資源を配置して活用する。

第 3.2.E 項 健康都市のあらたな知識・技術を、学術的・学際的な連携により開発していくと同時に健康都市の計画・実行・評価手法を向上させるための技術的手段をまとめていく。

第 4 条 組織の構成およびその管理

第 4.1 項 総会 (General Assembly)

総会は、連合の主たる意思決定機構であり、正会員 (Full members) および準会員 (Associate members) からなる。総会は 2 年ごとに総会により決定された開催地に集まり、理事会 (Steering Committee) により提案された向こう 2 年間の政策・プログラム・予算および活動内容について承認を行う。

第 4.2 項 理事会 (Steering Committee)

理事会は総会により選出され、連合における政策立案の役割を担う。理事会は 12 の正会員と準会員からなり、任期は 1 期 4 年、最長 2 期務めることが可能で、任期終了後 2 年は再任されない。理事会は、正会員 7 都市と準会員 5 団体 (NGO、国際組織、学術団体、民間・ビジネス団体、国の機関) からなるものとする。継続性を担保するため、初代の理事会は、それぞれ 6 会員からなる 2 グループで構成する。理事会員の半数を任期 2 年、他の半数を任期 4 年とする。続く 2 年間の任期においては、2 年の任期を終了した半数のグループに代わり、4 年の任期をもつグループが選出される。その後は 2 年ごとに新たな 6 理事会員が 4 年の任期をもって選出される。理事会員が任期途中でその役割を担えなくなった場合には、議長都市との協議の上、理事会がその後任を指名する事ができる。

第 4.3 項 事務局 (Secretariat)

事務局は管理部門を担う組織とし、総会の承認を受け理事会に指名された特定の機関として機能する。事務局は連合の目標・目的達成を支援するための調整・連絡・データ管理・助成・資金管理等の業務を行う。また事務局は、連合を代表して法的業務を行うことができる。事務局は管理業務と財務管理に対する説明責任があり、2 年ごとに総会に対して財務報告書を提出しなければならない。理事会の推薦と総会の承認により、事務局を他の組織・協会・その他適切と思われる団体等に交替することができ、所在する国において適切な団体として登録する。

第 4.4 項 活動部会 (Working Committee)

活動部会は連合の正会員および準会員からなり、理事会に推薦され総会の承認を受けた特定のプロジェクト・活動を行うために組織される。部会の条件は必要に応じて作成される。

第 4.5 項 表彰委員会 (Committee on Awards)

表彰委員会は、理事会の推薦と総会の承認により 2 年ごとに組織される。表彰委員会は多様性をもつように部門・グループ・地域から選出された 8 人のメンバーから構成され、健康都市の際立った取り組みに対する評価を行う。

第 4.6 項 総会の開催・議長都市 (Convenor and Chair City of the General Assembly)

総会の開催・議長都市は、任期 2 年で、総会により選出される。開催都市は次回の総会開催時のホスト都市となり、総会における議長都市となる。

第 4.7 項 支部 (Chapters)

連合の支部は、理事会に推薦され総会の承認を受けて国ごとに組織され、活動する国で登録される。

第 5 条 会員規定 (Membership)

第 5.1 項 都市は下記の手続きを行うことで、連合のメンバーとなる。

- a) 会費 (Membership fee) およびその他の支払われるべき費用 (Annual dues) の支払い
- b) インフォメーションシートの作成
- c) 下記の書類の提出
 - 1) ヘルシーシティの理念に則った書面による政策声明の作成
 - 2) 将来のビジョンと目標
 - 3) 都市のプロフィールデータ
 - 4) 優先的健康課題の分析

これらに加え、下記の書類の提出が望ましい。

- ・ 組織横断的な取り組みを行う仕組み
- ・ コミュニティの参加を促す仕組み
- ・ 問題解決のためのローカルアクションプラン
- ・ 施策のモニタリング・評価のための指標
- ・ 情報の発信と共有を促すシステム

第 5.2 項 申し込み手続き

申し込み手続きは 2 年ごとに事務局により策定され総会にて周知される。すべての正会員および準会員は、理事会により提案され、総会によって承認された調整率によって調整された年間基本会費を支払わなければならない。調整率の分類は、都市の歳入額または理事会により提案された他の指標を基本とする。

第 5.3 項 準会員の身分

ヘルシーシティに興味を持つすべての個人・非都市団体が準会員となれる。準会員は議決に関する投票権を除き、正会員と同じ役割を持つ。個人・非都市団体に関するその他の規定については、理事会によって決定され総会の承認を受けるものとする。

第 5.4 項 会費の支払いが滞った場合、議決に関する投票する権利を含む連合の活動に関する参加が制限される。

第 6 条 財政管理 (Financial Management)

第 6.1 項 資金 (Sources of funds)

連合の資金は以下の 4 つに分類される。

- a) 会費 (Membership fee)
- b) 資金調達及び収入確保のための活動
- c) 他の機関・組織との取り決めによる助成金および財政的支援
- d) 寄付、後援および貢献事業

第 6.2 項 連合の資金は、本憲章に規定する目標・目的を達成するためのトレーニング、セミナー、ワークショップ、コンサルタント、プロジェクトの運営・実行に使われる。

第 6.3 項 事務局は、活動を行う国の会計・監査の規則を遵守し、連合の管理業務および資金管理を行う。

第 7 条 表彰・奨励 (Awards, Recognition, and Incentives for Healthy cities)

第 7.1 項 表彰

正会員および準会員のヘルシーシティーに関する際立った取り組みについて、2 年おきに表彰を行う。

第 7.2 項 表彰分野

2 年ごとに連合の目標・目的に関連した対象分野を決定する。表彰分野および表彰基準は、理事会によって提案され総会の承認を受けるものとする。

第 7.3 項 プロジェクトの特別奨励

プロジェクトの特別奨励は、メンバー都市の取り組みを持続・発展させるために行われることとする。

第 8 条 実行規定および最終条項 (Implementation and Final Provisions)

第 8.1 項 2 年期間の業務およびファイナンシャルプラン (Biennium Work and Financial Plan)

2 年期間の業務およびファイナンシャルプランは、理事会によって決定され総会の承認を受けた取り決めに従う。

第 8.2 項 憲章の修正

憲章の改正は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数によって行われる。

第 8.3 項 連合の解散

連合の解散は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数により有効となる。

第 8.4 項 憲章の効力の発生時期

本憲章は連合の設立メンバーの署名をもって効力を発揮する。

※原文は英語 (翻訳: 千葉県市川市 監修: 健康都市連合事務局)

■ヘルスプロモーションに関する上海宣言

～「国連持続可能な開発アジェンダ 2030」の実現に向けて～

(2016年11月21日)

我々は、健康と福祉が「持続可能な開発」の達成のために不可欠であることを認識する

2016年11月21日から24日、我々は中国の上海において、「国連開発アジェンダ 2030」と「国連の持続可能な開発目標 (SDGs)⁹」の達成に健康と福祉が決定的に重要であることを、公式に確認した。

我々は、健康が、すべての人が等しく享受すべき権利であり、日常生活に不可欠な活力源であり、すべての国において社会で共有される目標であり、優先すべき政治課題であることを、確認した。「国連の持続可能な開発目標」は、健康に投資すること、全ての人々に格差なく保健サービスを提供すること、あらゆる年代の人々の健康格差を解消することを、我々に義務付けている。我々は誰一人取り残さない決意である。

我々は「国連持続可能な開発目標」の全てを通じた活動により、健康を増進する

全ての年齢の人々の健康な生活と福祉の増進は、「国連持続可能な開発目標」の全てにわたる健康の増進と社会全体の健康増進への参画によってのみ、実現可能である。「ヘルス・プロモーション(健康増進)に関するオタワ憲章」が打ち出した、変革的で、实际的で、インパクトが大きく、エビデンスに基づく戦略は、今も我々に指針を与えており、その重要性は変わっていない。健康の決定要因の全てに関して断固行動し、人々が自身の健康を自分で管理できるようにし、住民中心の保健システムを構築することなどは、今も重要であり続けている。

我々は健康のために大胆な政治的選択を行う

我々の健康を取り巻く世界の環境は、昔と異なっている。人々の健康は地球の健康と切り離せないものであるし、経済成長だけでは人々の健康増進はもたらされない。健康に関する安全保障問題は高まっており、健康に反する強力な商業権益は強まっている。多様な世界規模での健康危機は世界の急激な変化の表れであり、統合的な対応が必要である。

受け入れられない健康格差が存在する中では、多くの異なる部門や地域にまたがる政治的行動が不可欠である。健康に関してだれも取り残さないためには、女性や移民・難民、増加している人道危機や自然災害の被害者の権利を守るべく、断固として行動しなくてはならない。我々は、良いガバナンスや、自治体と地域コミュニティを通じた行動、健康リテラシーを強めることによる人々の能力と可能性の拡大を、重視する。我々は人々の健康な生活の享受を可能にするイノベーションと開発を特に重視し、最も弱い立場にある人々の健康を重視する。

⁹ 2015年9月、ニューヨークの国連総会で世界各国が合意した2016年から2030年の国際目標。先進国も途上国も含めた国際社会全体の開発目標として、17ゴール169ターゲットを設定。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが打ち出されている。

良いガバナンスは健康のために極めて重要である

健康と社会的正義を実現する政策は、社会全体の利益となる。ガバナンスの機能不全は、国レベルにおいても自治体レベルにおいてもきわめて多くの場合、健康促進のための行動の支障となる。「国連持続可能な開発目標」は相互依存的かつ全世界的であり、あらゆる健康上の支障の解消のための投資がもたらす多大な潜在的利益を示している。

我々は、政府が国・地方・全世界のあらゆるレベルで、持続可能でない生産と消費がもたらす多大な損害を正すための根本的な責任を担っていることを認識している。失業や危険な労働環境を生み出し健康を損なうようなマーケティング・投資・貿易を可能にするような経済政策を正すことも、前記の責任に含まれている。我々はビジネス界のリーダーたちに、良い経営ガバナンスを推進し、利潤追求が人々の健康を損ねることにならないよう、呼びかける。この点は、特に生活習慣病を予防する上で、極めて重要である。

我々は誓う：

- ・政府が有する権能のすべてを用いて、公共政策を通じて、市民の健康を護り福祉を増進する；
- ・健康に有害な商品に対する立法・規制・課税を強化する；
- ・強力な公衆衛生システムの構築など、健康と福祉への新たな投資を促進するための強力な道具としての財政政策を推進する；
- ・市民を健康面でも経済面でも保護するための効果的な手法として、全ての人々に格差なく保健サービスを提供する；
- ・市民社会の広範な参画を可能とするため、透明性と社会的説明責任を確保する；
- ・多国間にまたがる保健問題の改善のため、グローバルなガバナンスを強化する；
- ・重要性と価値を増しつつある伝統医療を重視する。伝統医療は「国連持続可能な開発目標」を含む、保健上の成果を上げるうえで貢献し得るものである。

都市と地域コミュニティは健康のための極めて重要な場である

健康は日常生活の場、つまり人々が住み、愛しあい、働き、買い物をし、遊ぶ近所や地域で生み出されている。健康は、都市の持続可能な発展の最も効果的な指標であり、都市をすべての人を包み込み、安全で、災害復旧力のあるようにするために役立つものである。

我々は首長とともに、急激な田舎から都市への人口移動や、世界規模での人口移動、経済停滞、高い失業率や貧困、環境悪化や公害等の、危険な組み合わせの解消に取り組まなくてはならない。我々は、都市の貧しい地区の人々が他の地域と比べて、はるかに不健康に苦しみ保健医療サービスの利用に困難を味わうということを、断じて受け入れることはできない。

我々は誓う：

- ・社会イノベーションやインタラクティブ・テクノロジーを活用しながら、都市において保健・福祉政策と他の諸政策の共通利益を生み出す政策を優先的に実行する。
- ・格差解消と社会的包摂を進めるため、都市は、地域コミュニティの強力な参画を通じて、多様な住民の知見や技能を高め、重要問題を解決する。そうした都市を支援する。
- ・保健社会保障サービスを、利用機会の公平という点から最適化し、人々と地域コミュニティが中心となるようにする。

健康リテラシーは、格差解消の実現への力を与える

健康リテラシーは、個々の住民に能力と可能性を与え、集団的なヘルス・プロモーション行動に参画させるものである。政策決定者や投資家が高い健康リテラシーを有していることは、彼らに健康において成果を上げ、共通利益を実現し、健康決定要因について効果的な行動を実施すべく努力せしめるものである。健康リテラシーは高品質な教育と生涯学習への包摂的かつ平等なアクセスにより築かれるものである。生涯かけて伸ばすべき技能や能力の一部でなければならず、何よりもまず学校のカリキュラムで学ぶべきものである。

我々は誓う：

- ・健康リテラシーを**健康の重要要因**であると認識し、その強化のために投資する；
- ・すべての人々に**すべての教育の場で健康リテラシーを強化するための国・地方レベルでの多部門にまたがる戦略**を、開発し、実施し、成果をモニターする；
- ・デジタル技術の可能性を広げることで、**住民が自身の健康と健康決定要因をより管理できるようにする**；
- ・価格政策・情報の透明化・ラベルの明示化により、**健康な選択を支える消費環境**を築く

行動の呼びかけ

我々は、健康が政治的選択であることを認識したうえで、健康に有害な利害に対抗策をとり、特に女性が健康を目指すための能力や可能性を広げる上での障害を除去する。我々は、民間企業から市民社会に至る異なるセクターの異なる地位の政治リーダーたちに対して、我々とともに「国連持続可能な開発目標」のすべての健康と福祉の増進を断固目指すよう、呼びかける。健康上の課題を解決するには関係する人々すべてが協調的に行動することが必要であり、そのために皆が責任を共有している。この上海宣言により、我々国際会議参加者は、ヘルス・プロモーションのための政治的コミットメントと財政投資を強めることで、「国連持続可能な開発目標」の実現への動きを加速させることを誓う。

■「健康都市に関する上海市長コンセンサス 2016」(大和市訳)

(2016年11月21日)

我々、2016年11月21日に上海に集った世界各地の100人以上の市長は、健康と持続的な都市化の発展は切り離せないものであるという認識を共有し、両者をともに推進すべくゆるぎない決意を持っている。我々はまた、健康と福祉が、「国連持続可能な開発のための2030アジェンダ」と国連「持続可能な開発目標」の中核であることを認識している。

健康と福祉を推進する都市は、持続的発展の中心的要素である

市長や地域のリーダーは、国連の「持続可能な開発目標」推進のあらゆる面において、決定的な役割を果たすことができる。我々は市長として、各々の都市が全ての住民を排除せず、安全であり、災害等からの復旧力があり、持続的であり、健康であるようにすべく、単独でも集団でも行動する責任を負っている。我々は住民の誰も取り残さないことを決意している。都市は住民全員のものだからである。

健康は、地域レベルでは、あらゆる年齢の住民が暮らし、愛し、働き、学び、遊ぶ近所やコミュニティといった日常生活のセッティング¹⁰で創られる。全員のための健康は、地域のリーダーシップと市民参加なしには生まれえない。市民の良好な健康は、いかなる都市においても、持続的な発展を成功裏に達成するうえで、最も強力な効果的な指標である。このため健康は、すべての市長の政策課題の中心となるのである。

我々は、すべての都市のすべての住民がより健康で、安全で充実した人生を送れるよう、諸条件を整える政治的な責務を負っている。都市は地域コミュニティに最も近い場所で計画と政策決定を行う場所である。したがって都市は、地域コミュニティの見解や意見、ニーズを汲み取らなくてはならない。我々は、特に女性や子供、その他の潜在的に脆弱な地位に置かれている住民に力を与えるために、障害を取り除き、都市環境においてすべての年齢の住民がそれぞれの潜在力と能力を全面的に発揮できるよう、支援しなくてはならない。

健康のための良いガバナンスを確約する

健康都市は、健康のための良いガバナンスを実施するための、そして健康リテラシーを向上することにより健康を増進するための、舞台である。我々は市長として、市政のあらゆる政策領域で健康のための政策的選択を優先すること、そして我々の政策と活動のすべてについて健康に与える影響を測定評価することを約する。「持続可能な開発目標」を達成するには、世界と各国レベルの目標を、各都市の計画およびプログラムと緊密に連携させる必要がある。我々は、「持続可能な開発目標」の課題を反映した5つのガバナンス原理に基づいて行動することを合意した。

¹⁰ 「セッティング」：社会生活の中で人々がまとまって活動する空間。

我々のガバナンス原理

我々は市長として、以下の健康都市ガバナンス原理に則ることを約する。

1. 健康をすべての政策の中核的な検討要素とする：健康と市の他の政策との間の共通利益を生み出す政策を優先し、関連するすべての主体をパートナーシップに基づいた都市計画の立案に関わらせる。
2. 社会、経済、環境など、健康決定要因のすべてについて問題を解決する：貧困と格差を解消し、個人の権利に関する状況を改善し、社会資本といかなる住民も排除しない社会を築き、持続的な都市資源の活用を促すような、都市開発の計画と政策を推進する。
3. 地域コミュニティの強い参加を促す：学校、職場その他のセッティングで健康を増進させ、健康に関する知識を向上させ、社会の技術革新と [ICTなどの] インタラクティブなテクノロジーにより住民の知識と優先事項を支えるなど、統合的・総合的な手法を進める。
4. 保健・社会福祉事業において平等の達成を主目標とする：公共サービスへの公平なアクセスを確保し、全住民が適切な医療保険サービスを金銭的に大きな負担を伴わずに受けられることを目標とする。
5. 福祉、病気の負担、健康決定要因について、アセスメントとモニタリングを行う：アセスメントとモニタリングから得られた情報を活用して、政策とその実施を改善する。特に不平等の解消と、市民に対する説明の透明性の向上を重視する。

我々は健康都市アクションプログラムを実践する

我々は、健康都市を創り出すには、単独の部門のみが責任を負えばよいのではなく、市政全体で総合的なアプローチを進める必要があることを認識している。

我々はまた、「国連持続可能な開発目標」の第3目標(すべての住民に良好な健康を)と第11目標(都市と人々の住居空間を、いかなる住民も排除せず、安全で、復旧力を持ち、持続可能にする)の間には強い関連があることを認識するとともに、健康と福祉を増進して健康格差を解消するために我々の都市の潜在力を全面的に発揮することが、上記の2目標の実現の助けになることを認識している。

都市は持続的発展のための最前線であり、我々は、市長が決定的な違いを生み出すための力を持っているものと確信している。国連2030年目標を各地域において達成するために、我々は野心的でなくてはならないし、野心的であり続ける。我々は説明責任を果たすうえでも、健康に関する目標を設定する。こうした野心的な最優先目標の達成を目指すには、都市の住民全員がそれぞれの役割を果たさなくてはならないことを、我々市長は認識している。

健康都市の 10 大最優先活動領域

我々は市長として、「国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を各都市で実現するため、以下の健康都市の 10 大最優先活動領域を統合的に進めることを約する。我々は、

1. 全ての住民の基本的なニーズ(教育、住居、雇用、安全)の実現に努めるとともに、より平等で持続可能な社会保障システムの構築を目指す
2. 産業と都市のグリーン化を進め、エネルギーと大気をクリーンにすることにより、都市における大気・水・土壌の汚染を解消し、気候変動への取り組みを各都市レベルで進める
3. 子供たちに投資をする。子供の幼少期の成長を優先し、保健・教育・社会保障のいかなる政策と計画においても取り残される子供たちが決していないようにする
4. 女性と幼女に安全なまちにする。特にセクハラやジェンダーに基づく暴力から女性たちを守る
5. 貧民街、スラム、非定住者、移民、難民の健康と生活の質を向上させ、こうした人たちが住まいと保健サービスを確実に利用できるようにする
6. 障がい者、HIV エイズ感染者、高齢者などに対する、様々な形の差別を解消する
7. 免疫、水の浄化、衛生、ごみ管理、感染症媒介害虫対策などにより、都市を感染症から守る
8. 魅力的で緑にあふれた歩行・運動環境の整備や、活力ある公共交通インフラの整備、強力な交通安全法規、遊びやレジャー施設への容易なアクセスの実現などにより、持続的な都市移動を可能とするまちを創る。
9. 健康な食品や安全な水へのアクセスの確保や、砂糖と塩の摂取減、危険な飲酒を減らすための規制強化・価格政策・教育・課税強化などを含めた対策の実施などによる、持続的で安全な食品政策を実施する
10. 公共空間や公共交通での禁煙環境のための法的整備や、都市におけるたばこ関連の広告・プロモーション・後援の禁止による、禁煙都市を実現する

我々は、健康のために大胆な政策決定を行うという断固とした決意を、ここに表明する。

すでに多くの都市が、都市間ネットワークにおいて、新しい都市政策課題に関する決然とした政策行動をとることを通じて、「持続可能な開発目標」の実現のために貢献している。我々はこの実現のため、今後も健康都市ネットワークを通じて貢献する。

我々は、大小や貧富を問わずすべての都市の市長と都市リーダーたちに対して、この運動に加わるよう呼び掛ける。

我々は、それぞれの都市の計画とプログラムを地球レベルあるいは国レベルの目標と結びつけ、都市を可能な限り健康にすることを目指していく中で、それぞれの経験と優れた取り組みをお互いに共有することを約する。我々は WHO に対して、運動強化への支援と地球のすべての地域での健康都市ネットワークの強化を求める。

我々はこの野心的な目標を達成すべく、全体としての政治的決意を表明し確たるものとするため、定期的に会することを約する。

■大和市健康都市推進市民会議設置要綱

(平成 22 年 1 月 15 日公表)

(目的)

第 1 条 この要綱は、大和市健康都市プログラムに基づく健康都市推進施策の具体的な取組の検討に資するため、大和市健康都市推進市民会議（以下「市民会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について必要な議論を行い、必要に応じて市長に意見を述べる。

- (1) 大和市健康都市プログラムに掲げるリーディングプロジェクトの具体的な取組内容に関する事
- (2) 前号に規定するリーディングプロジェクトを実践する仕組みの検討に関する事

(構成員等)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる区分により選出された 9 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市内で健康づくり活動に携わる者
- (2) 公募による市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 市民会議に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(市民会議の招集等)

第 5 条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 市民会議の庶務は、健康都市主管課が行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

■健康都市推進庁内検討会議設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、健康都市推進庁内検討会議（以下、「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 健康都市推進の手法の検討に関する事
- (2) 大和市健康都市プログラム（以下「プログラム」という。）の進行管理に関する事
- (3) プログラムの見直しに関する事
- (4) その他、検討会議で必要と認められた事項

(構成員等)

第 3 条 検討会議の構成員は、健康都市推進庁内検討会議名簿（別表）のとおりとする。

(議長及び副議長)

第 4 条 検討会議に、議長及び副議長を置くものとし、会員の互選により選出する。

2 議長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討会議の招集等)

第 5 条 検討会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。（代理者の出席）

第 6 条 検討会議の構成員が、やむを得ない理由により出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、総合政策課が行う。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

市長室秘書総務課長	文化スポーツ部文化振興課長
政策部政策総務課長	街づくり施設部街づくり総務課長
総務部総務課長	市立病院事務局病院総務課長
市民経済部市民活動課長	消防本部消防総務課長
環境施設農政部環境総務課長	教育部教育総務課長
健康福祉部健康福祉総務課長	
こども部こども総務課長	